



千葉大学知識集約型共同研究拠点入居者募集要項

1. 事業の概要

(1) 概 要

『千葉大学知識集約型共同研究拠点』は、西千葉キャンパス内に企業の研究拠点を設置し、大学との共同研究を通して、研究シーズの市場化と研究開発系企業の高度な集積を図り、知識集約型企業の拠点化を目指す施設です。

本事業は、本学との共同研究を活発に行うことで、産業の高度化と国際競争力を醸成するものであり、関係企業が本拠点での研究活動を通して、知識集約型産業の成長が期待される企業立地を促進し、ベンチャー企業の起業や事業化を支援するものです。

(2) 千葉大学共同研究講座及び共同研究部門制度

共同研究講座・共同研究部門は、企業等からの資金提供に基づき、本学内に設置する研究組織です。ご協力いただける企業等から、資金の他に研究者を受け入れて、本学の教員と対等の立場で、共通の課題について一定期間継続的に共同して研究を行うことによって、優れた研究成果が創出されることを促進する制度です。

この制度によって、本学は、社会の多様な要請に応じて、社会の発展に資する学問領域の研究拠点を産業界と共同して本学内に長期的に確保し、協働することにより、研究の充実と社会に貢献することを目指します。

2. 施設概要

- (1) 名 称 千葉大学知識集約型共同研究拠点
- (2) 所 在 地 千葉市稲毛区弥生町1-3-3 (千葉大学西千葉キャンパス内)
- (3) 居室概要
 - ◆共同研究拠点1 鉄筋造2階建(1・2階部分)
ドライラボ6室(面積 各100㎡)
 - ◆共同研究拠点2 鉄筋造4階建(3・4階部分)
ドライラボ7室(面積 36㎡~69㎡)
ウェットラボ5室(面積 36㎡~108㎡)

- ※ ① 詳細は別紙「施設設備概要」を参照ください。
 ② 必要な機器の設置、施設・設備の改造等は、事前に施設の管理運営責任者の了承が得られた場合は、入居者のご負担により行うことができます。なお、退去時には入居者のご負担により原状回復及び清掃を実施していただきます。

- (4) 入居期間 原則として、最大5年間とします。
 なお、本施設においては、原則として、当該企業の本社機能を運営することはできません。ただし、本施設で、初めての起業をお考えの方は、お問合せください。

- (5) 賃 料 利用面積1㎡当たり年額11,300円(税別)とします。ただし、光熱水料費、産業廃棄物・廃液処理費等は別途、入居者のご負担となります。

- (6) 駐 車 場 「国立大学法人千葉大学西千葉地区構内における車両の交通規制実施要領」等、学内諸規程に基づき取り扱います。ただし、台数に限りがあるため、駐車場が確保できない場合もあることをあらかじめご了承ください。
- (7) 研究内容 特殊な機器の持込みやバイオ分野の実験等については、本施設の環境性能や安全性確保の問題、また、千葉市の定める環境保全条例等に基づき、実験の制限や所定の手続きが必要となりますので、必ず事前にご相談ください。
- ※ 本施設は、遺伝子組み換え実験において、物理的封じ込めを伴う場合、P1レベル程度を想定しています。

3. 募集内容について

- (1) 募集居室 ※ 入居状況は、本学の学術研究・イノベーション推進機構（IMO）ホームページでご確認ください。
⇒ (<https://imo.chiba-u.jp/about/space/kcrc.html>)
- 入居可能時期：審査決定後即時
- (2) 受付期間 随時
- (3) 申 込 先 国立大学法人千葉大学
研究推進部産学連携課 産学連携係
〒263 - 8522 千葉市稲毛区弥生町1 - 3 3
TEL:043-290-3565 FAX:043-290-3915
E-mail:cspc@office.chiba-u.jp
- 申し込みにあたって、空室状況の確認や、施設設備の視察をご希望の場合は、上記までご連絡ください。
- (4) 申込方法 持参、郵送又は電子メール
- (5) 申込資格 本施設の目的に従い、以下の条件のいずれかを満たし、入居後の研究活動等に必要な資力・信用を有し、賃料支払の可能な企業又は個人とします。
- ① 大学に共同研究講座（部門）の設置を希望する者
 - ② 大学との共同研究に基づいた起業計画・事業計画を有する者
 - ③ 新事業創出を図る者で大学との共同研究を希望する者
 - ④ その他管理者（千葉大学学術研究・イノベーション推進機構長）が特に認めた者

(6) 審査方針

◆ 以下の事項を審査の観点とし、個々に評価し、入居者を選定する。

① 入居目的の妥当性について

a 共同研究講座の設置又は共同研究の実施に伴う入居

(他の入居希望者と競合した場合は、共同研究講座を優先する)

b 入居期間の妥当性

(入居期間は、上記 a の期間内とする)

c 共同研究組織・研究規模の妥当性

(外部機関共同研究員の本拠点への配置状況^{※1}、研究規模^{※2}の妥当性)

※1：本拠点における共同研究活動については、以下のア～ウのいずれかの形態を要件とします。

ア 外部機関共同研究員 A の配置

イ 外部機関共同研究員 B の配置

ウ 外部機関共同研究員 A 及び B の配置

なお、上記ア及びイの形態では、1名以上の共同研究員の配置を、また、上記ウの形態では2名以上の共同研究員の配置を要件とします。

○本要項における用語の定義

外部機関共同研究員 A：外部機関において現に研究業務に従事しており、「共同研究のため在職のまま本学に派遣される外部機関共同研究員」(年間研究料 44 万円)

外部機関共同研究員 B：外部機関において現に研究業務に従事しており、「通常は外部機関の研究場所において共同研究に従事しているが、必要に応じ本拠点における共同研究に従事する外部機関における共同研究員」(年間研究料は要しない)

※2：本拠点における共同研究経費は、おおむね 100 万円 (年間) 以上を想定しています。

② 研究計画等の妥当性について

a 研究課題の新規性・独創性・特許性

b 研究計画・実験方法等の妥当性

c 産学官共同研究としての地域性・連携性

d 産業の高度化・国際競争力の向上性

e ベンチャー性・市場性及び実現までの可能性

f その他特に優れていると思われる特殊性

◆ 以下に該当する事業を行う者は入居できません。また、入居後に事業内容を大幅に変更し、以下に該当する場合は退去していただきます。

① 公序良俗に反する事業

② 共同研究に基づかない製造・組立・実験等のみの利用を目的とした工場、作業場、研究室、倉庫等

③ 著しい振動・音の発生や特殊な実験・研究等により、周辺への影響が懸念される事業

- ④ 本学内において販売行為を主な目的として行う事業
 - ⑤ その他，本共同研究拠点の管理運営に支障をきたす事業
- (7) 必要書類
- ① 千葉大学知識集約型共同研究拠点利用申込書
 - ② 共同研究講座等設置申込書又は共同研究申請書の写
 - ③ 企業概要等が記載されたパンフレット等
 - ④ 当該研究概要が記載された資料
 - ⑤ その他，企業活動・研究活動等が記載された資料
- (8) 入居決定
- ① 審査
ご提出いただいた資料を基に，本学 IMO において入居に伴う審査を行います。
また，必要に応じて，面接を実施する場合があります。
 - ② 居室の調整
同一の居室に複数の申込みがあった場合，本学 IMO において調整させていただく場合があります。
 - ③ 決定
入居決定の際には，別途，定期建物賃貸借契約及び共同研究講座設置契約又は共同研究に関する契約を締結いたします。

以 上